

2025年度版 当別町子育てガイドブック





当別町ならではの子育て支援



当別町では、子育て世代が安心して子育てできるように、様々な子育て支援をしています。札幌市に近く、山や川、海、田畑など自然も近い当別町は、利便性と自然環境とを兼ね備えた町です。これからも、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを充実させ、切れ目のない支援を提供します。

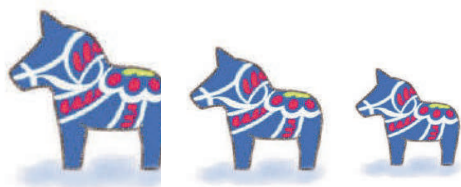
《子ども医療費助成》

18歳到達後の最初の3月31日まで医療費を助成します。

【掲載ページ】6 ページ①

【問合せ】保健福祉課福祉係

☎：23-3019



《就園援助事業助成》

経済的理由により就園困難な幼児に対して、主食費と教材費の援助を行っています。

【掲載ページ】38 ページ

【問合せ】子ども未来課
子ども係

☎：23-3024

《おむつ用ごみ袋 無償配布事業》

少子化対策事業として、子育て家庭を応援するため、3歳未満の乳幼児のいる家庭へ「おむつ用ごみ袋無償配布事業」を実施しています。

【掲載ページ】7 ページ④

【問合せ】保健福祉課福祉係

☎：23-3019

《3歳未満児第2子の利用者負担額 (保育料) 無償化》

保育認定を受けた3歳未満児の第2子を対象に保育料を無償化し、多子世帯の経済的負担の軽減を図っています（非課税世帯の3歳未満児とすべての3歳以上児の保育料は無償となっています）。

※第1子カウントの年齢制限を撤廃し支援を拡充しています（所得制限あり）。

※3歳未満児：年度の初日4月1日において3歳未満の子ども

※保育料：認定こども園を利用した場合にかかる保育料

【掲載ページ】38 ページ

【問合せ】子ども未来課子ども係

☎：23-3024

《ファミリー・サポートセンター事業》

様々な理由で子どもの預かりの援助を受けたい方（利用会員）に対して、援助を行いたい方（協力会員）を紹介し、子育てのお手伝いをする地域の仕組みです。

【掲載ページ】47 ページ②

【問合せ】当別町ファミリー・サポートセンター

☎：22-2886

《ブックスタート》

10か月児健診を受診される親子を対象に、絵本をプレゼントします。

《ブックセカンド》

小学校1年生を対象に、おすすめ本リストの中から、自分で選んだ児童書1冊をプレゼントします。

【掲載ページ】49 ページ①②

【問合せ】当別町図書館 ☎：23-0573

《当別町子育て支援センター》

0歳～就学前のお子さんと保護者、妊娠中の方を対象とした、親と子のふれあいの場です。遊びや交流の場を提供することはもちろん、子育て相談にのったり、子育て関連情報を提供しています。子育てに関係する様々なイベントも開催しています。

【掲載ページ】 33 ページ①

【問合せ】 子ども未来課
子育てサポート係
☎：25-2658

《子育て短期支援事業 (ショートステイ)》

保護者の病気や出産、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子どもを養育することが出来なくなった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

【掲載ページ】 48 ページ③

【問合せ】 子ども未来課
子育てサポート係
☎：25-2658

《フッ化物洗口》

乳児期の歯科健診、フッ素塗布に加えて、町内の認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校に通う4歳児から中学校3年生（義務教育学校9年生）までの子どもを対象としたフッ化物洗口を行い、虫歯ゼロを目指した歯科保健対策を進めています。

【掲載ページ】 49 ページ③

【問合せ】	○町内認定こども園関係	子ども未来課子ども係	☎：23-3024
	○町立学校関係	学校教育課学校教育係	☎：23-2689





も く じ



妊 娠

妊娠したら

P.1

- ① 妊娠届・母子健康手帳
- ② 妊婦一般健康診査・超音波検査
- ③ 妊婦歯科健康診査
- ④ 妊婦訪問
- ⑤ 産前産後期間の国民年金保険料の免除
- ⑥ 産前産後期間の国民健康保険税の軽減
- ⑦ 助産施設制度



出 産

赤ちゃんが生まれたら

P.4

- ① 出生届
- ② 低出生体重児の届出
- ③ 出産育児一時金

子育て

子育てに関する助成・手当など

P.6

- ① 子ども医療費助成
- ② 未熟児養育医療制度
- ③ 児童手当
- ④ おむつ用ごみ袋無償配布事業
- ⑤ ひとり親家庭のために
- ⑥ 不妊治療費助成事業
- ⑦ 妊婦のための支援給付金事業
- ⑧ 小児慢性特定疾病医療支援
- ⑨ 北海道不育症治療費助成事業
- ⑩ 障がいのあるお子さんのために
- ⑪ ベビーシート・チャイルドシートの貸出しについて



赤ちゃんとお母さんの健康のために

P.12

- ① 新生児聴覚検査
- ② 新生児訪問
- ③ 産後健康診査
- ④ 産後ケア
- ⑤ 1か月児健康診査
- ⑥ 乳幼児健診
- ⑦ ぱくぱく教室（離乳食教室）
- ⑧ 歯科健診・フッ素塗布
- ⑨ 予防接種
- ⑩ 保護者の健診など



子どもの病気

P.18

- ① 急病時の相談先
- ② 誤飲・やけど・けがの応急手当

子育て

病院情報

P.21

- ① 急病時の受診先
- ② 当別町内病院
- ③ 当別町内歯科医院
- ④ 北海道医療大学病院

子育てに関する相談

P.29

- ① お子さんの発達について
- ② 子育てについて
- ③ 孫育てについて

児童虐待について

P.32

- ① 子育てで悩んだときは
- ② 子どもへの虐待とは
- ③ 虐待が疑われるとき

子ども関係施設情報

P.33

- ① 当別町子育て支援センター
- ② 図書館
- ③ 当別町子ども発達支援センター
- ④ 当別町子どもプレイハウス（放課後児童クラブ）
- ⑤ アマリリス（放課後等デイサービス、児童発達支援）
- ⑥ 子育て支援活動団体
- ⑦ 認定こども園
- ⑧ 主な公園
- ⑨ 子育て世帯向け公共賃貸住宅ここと



子どもを預かってほしいとき

P.46

- ① 一時預かり事業（一般型）
- ② ファミリー・サポートセンター事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子どもの健やかな成長のために

P.49

- ① ブックスタート ～優しい出会い～
- ② ブックセカンド ～この本から、もっと世界が広がる！～
- ③ フッ化物洗口

小学校

【小中一貫教育】

もうすぐ小学生

P.50

- ① 5歳児相談
- ② 就学時健康診断
- ③ 一日体験入学
- ④ 入学について
- ⑤ 就学援助費「新入学準備金」について
- ⑥ 当別町子どもプレイハウス（放課後児童クラブ）
- ⑦ アマリリス（放課後等デイサービス、児童発達支援）



子ども関連機関一覧表、当別町マップ

P.53



妊娠したら



①妊娠届・母子健康手帳

医療機関で妊娠していると診断されたら、すぐに妊娠届を提出しましょう。全妊婦さんと保健師等が面接を行います。母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票、マタニティマークグッズをお渡しします。



※妊娠届出は原則妊婦ご本人が行ってください。届出にはマイナンバーカードもしくは個人番号を確認できるものが必要です。ご本人が来所できない場合は、妊婦の個人番号を確認できるものと届出者の本人確認ができるものが必要です。

②妊婦一般健康診査・超音波検査

お母さんとお腹の中の赤ちゃんの健康を守るために、全妊婦さんを対象に、妊婦一般健康診査受診票を14枚、超音波検査受診票を6枚発行します。定期的な健診を受けましょう。

③妊婦歯科健康診査

受診券を妊娠届出の際に発行します。妊婦が歯周病に罹っている場合は、低体重による出生や早産になるリスクが高まります。生まれてくる赤ちゃんのためにも歯科健診を受診しましょう。

④妊婦訪問

全妊婦さんのご家庭に保健師等が訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。妊娠5か月以降にご連絡し、訪問します。



—届出先— 保健福祉課健康推進係

☎：23-4044

子育て世代包括支援センター

当別町では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をするため、医療機関や子育て支援機関等と連携して支援をしています。すくすく相談（予約制の子育てに関する相談日）などの他、随時相談を受付けています。お気軽にご相談ください。相談は保健師等が対応します。

保健福祉課健康推進係 ☎：23-4044

メールアドレス：hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp

⑤産前産後期間の国民年金保険料の免除

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

＜対象者＞

「国民年金第1号被保険者」（妊娠85日（4か月）以上の出産、死産・流産なども含む。）で、出産日が平成31年2月1日以降の方

＜届出時期＞

出産予定日の6か月前から届け出可能です。

＜届出に必要なもの＞

- ・母子健康手帳等出産日のわかるもの又は出産予定日のわかるもの
- ・基礎年金番号のわかるもの



一届出先一 住民課戸籍年金係

☎：23-2463

⑥産前産後期間の国民健康保険税の軽減

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税（所得割・均等割）が軽減されます。

＜対象者＞

当別町国民健康保険に加入している方で、出産日が令和5年11月1日以降の方（妊娠85日以上の出産、死産、流産、早産、人工妊娠中絶も含む。）

＜届出時期＞

出産予定日の6か月前から届け出可能です。

＜届出に必要なもの＞

- ・産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど）
- ・母子健康手帳等出産予定日（出産日）や妊娠の状況が確認できるもの



一届出先一 住民課国保・後期高齢者医療係

☎：23-2467



⑦助産施設制度

出産時に経済的な理由により入院することができない妊産婦が、低額の費用で入院助産を受けることができる制度です。

<対象者>

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 当該年度分の市町村民税非課税世帯
- ③ 当該年度分の市町村民税が均等割のみの世帯
- ④ 当該年度分の市町村民税所得割額が 19,000 円以下の世帯で特別の事情が認められる場合

<費用>

市町村民税の額により自己負担を求めることがあります。

<必要書類>

- ・助産施設入所申込書
- ・健康保険証又は社会保険加入証明書
- ・世帯全員の市町村民税所得課税証明書
- ・母子健康手帳
- ・マイナンバー（個人番号）確認書類
- ・本人確認書類



— 申請先 —

石狩振興局保健環境部社会福祉課
子ども子育て支援係

☎：011-204-5862





赤ちゃんが生まれたら



①出生届

出生届出は、赤ちゃんが生まれた日から、14日以内に本籍地、住所地、出生地いずれかに提出をしてください。

＜届出に必要なもの＞

医師等の出生証明書、母子健康手帳



―届出先― 住民課戸籍年金係

☎：23-2463

②低出生体重児の届出

出生体重が2,500g未満の低出生体重児については、出生後、届出が必要です。



―届出先― 保健福祉課健康推進係

☎：23-4044



③出産育児一時金

出産育児一時金は、出産にあたって加入している健康保険から支給される制度です。加入している健康保険にお問合せください。

＜当別町国保に加入している方が出産したとき＞

赤ちゃん 1 人に対して下表の通り支給されます（妊娠 85 日以降の死産・流産なども含む）。

なお、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として 1 年以上加入していた方が、その保険をやめ、退職後 6 か月以内に出産した場合は、職場の健康保険の支給を受けるか、国保からの支給を受けるか選択することができます。

＜支給額について＞

対 象	金 額
産科医療補償制度に加入している医療機関で、妊娠 22 週以降に分娩したとき	50 万円
産科医療補償制度に加入していない医療機関で、妊娠 22 週以降に分娩したとき、又は妊娠 85 日以降 22 週未満の分娩（死産・流産含む）	48 万 8 千円

＜受取り方について＞

国保（国保連合会）から出産した医療機関に直接支払う制度を原則としますが、出産後に世帯主に出産育児一時金を支払う方法をご利用いただくことも可能です。その場合は出産費全額を医療機関にご自身でお支払いいただくことになります。

＜出産育児一時金の申請について＞

対 象	申請に必要なもの
直接支払制度で本人に差額分の支給がある場合	・ 医療機関で発行される出産費用のわかる書類（費用内訳明細書、領収書など） ・ 医療機関で発行される「直接支払制度」に合意する書類 ・ 資格情報のお知らせ又は資格確認書 ・ 世帯主名義の通帳

※出産する病院等が直接支払制度ではなく受取代理制度を実施している場合の手続きやその他ご不明な点についてはお問合せください。



一 届 出 先 一 住民課国保・後期高齢者医療係

☎：23-2467



子育てに関する助成・手当など

①子ども医療費助成

18歳到達後の最初の3月31日まで医療費を助成します。事前に申請手続きが必要です。

※対象の方には受給者証が発行されます。受給者証が届かないときは、福祉係までご連絡ください。

※ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療費受給者証を交付されている方、生活保護受給世帯等の医療制度を受けられている方は対象になりません。

<医療費について>

通院	0歳～18歳到達後の最初の3月31日まで・・・初診時一部負担金のみ自己負担。 ※初診時一部負担金・・・医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円
入院	0歳～18歳到達後の最初の3月31日まで・・・無料
助成の対象外	文書料、健康診査料、薬の容器代、おむつ代、予防接種料、一部入院時食事療養負担金等、保険外のもの

<助成方法>

受給者証を医療機関へ提出してください。

※道内の医療機関で受給者証が使えます。

※医療機関で受給者証の使用を断られたとき、道外の医療機関を受診した場合などは、いったん立替払い後、払戻の手続きをしてください。

<医療費を立替払いした場合の払戻手続き>

以下のものをお持ちの上、福祉係窓口又は西当別支所にて手続きしてください。

- ・子ども医療費受給者証
- ・保護者名義の通帳
- ・医療費領収書（受診者名、領収印のあるもの）

②未熟児養育医療制度

出生体重が 2,000 g 以下等、入院を必要とする赤ちゃんを指定医療機関で治療する未熟児養育医療制度があります。医療費は、健康保険が負担した残りの額を国、道及び町が負担します。所得に応じて自己負担があります。



一問合せー 保健福祉課福祉係

☎：23-3019

③児童手当

児童手当は、高校卒業まで（１８歳到達後の最初の３月３１日まで）の児童を監護し、生計を同じくする父母等に支給されます。父母又は父母指定者等が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより申請した月の翌月分から支給されます。

年齢区分	支給月額（児童１人につき）
３歳未満	15,000 円
３歳から高校卒業まで	10,000 円 （第３子以降は 30,000 円）

④おむつ用ごみ袋無償配布事業

町では、少子化対策事業として、子育て家庭を応援するため「おむつ用ごみ袋無償配布事業」を実施しています。３歳未満の乳幼児のいる家庭を対象に、乳幼児１人当たり１か月につき、町指定ごみ袋（２０リットル袋）を１０枚配布し、子育てを応援しています。対象家庭には、毎年４月と１０月に個別案内します。

⑤ひとり親家庭のために

両親の離婚や死亡などにより、一方の親や祖父母等が児童を養育しているひとり親家庭への支援制度があります。

制 度	対 象	内 容
ひとり親家庭等医療費助成	・ひとり親家庭の児童とその父又は母 ・父母がいないため、両親以外の方に扶養されている児童	医療費の一部又は全部を助成
児童扶養手当	・ひとり親家庭の父又は母 ・父母のいない又はどちらかに政令で定める程度の障がいがある家庭の養育者	所得により算定された手当額を支給



－問合せ－ 保健福祉課福祉係

☎：23-3019



⑥不妊治療費助成事業

不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に要した費用の一部を助成します。

＜対象となる方＞

- ・令和5年4月1日以降に不妊治療を開始した方
- ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ・申請日に夫婦のいずれかが町内に住所を有している方
- ・婚姻（事実婚を含む）をしている夫婦

＜対象となる治療＞

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療

＜助成回数＞

初回助成時の治療開始日において、40歳未満の方は1子ごとに6回まで、40歳から43歳までの方は1子ごと3回まで

＜助成額＞

自己負担額の7割（上限3万5千円）

⑦妊婦のための支援給付金事業

すべての妊婦さんが安心して出産を迎えることができるよう、保健師等による相談支援を行うとともに、経済的負担の軽減を図るため、妊娠届出後に妊婦1人当たり5万円、出産前に児1人当たり5万円の給付金を支給します。



一問合せー 保健福祉課健康推進係

☎：23-4044

⑧小児慢性特定疾病医療支援

国が指定している小児慢性特定疾病の患者に対し、医療の給付を行います。

⑨北海道不育症治療費助成事業

北海道では不育症に関する治療や検査を受けている方の経済的負担を軽減するため不育症治療費助成事業を実施しています。

※詳細は二次元コードからご覧いただけます。



一問合せー 江別保健所

江別市錦町4番地1

☎：011-383-2111



⑩障がいのあるお子さんのために

【手帳の交付】

心身に障がいのある方は下表の手帳を受けることで、様々な福祉サービスを受けることができます。

手帳の名称	対 象
身体障害者手帳 (1～6 級)	身体に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、医師が判定し、知事が認定した場合に交付される手帳です。
療育手帳 (A 判定・B 判定)	児童相談所又は心身障害者総合相談所において知的な障がいがあると判定されたお子さんの保護者の申請に基づき、知事が交付する手帳です。
精神障害者保健福祉手帳 (1～3 級)	精神に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、医師が判定し、知事が認定した場合に交付される手帳です。

【助成・手当関係】 ※所得による制限など、様々な基準があります。

＜医療費の助成＞

制 度	内 容	備 考
自立支援医療 (育成医療)	障がいのある18歳未満の方が治療をすることによって、障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療の給付を行います。 (所得に応じて負担額に上限が設定されます)	・口唇形成術 ・口蓋形成術 ・脊椎側彎症に対する関節形成術 など ※診断書が必要
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする場合の費用を一部公費で負担します。(所得に応じて負担額に上限が設定されます)	・発達障がい ・うつ病 ・不安障がい ・てんかん など ※診断書が必要
重度心身障がい者医療費給付事業	心身に重度の障がいがある方の医療費の一部、又は全部を助成します。	対象 ・身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の内部障がい ・療育手帳 A 判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級

< 手当関係 >

制 度	内 容	支給額（月額） （令和7年4月現在）
特別児童扶養手当	20歳未満の重度又は中程度の障がいのあるお子さんを監護・養育する父母又は養育者の方に支給されます（所得制限があります）。	1 級 56,800 円 2 級 37,830 円
障害児福祉手当	重度の障がいにより日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます（所得制限があります）。	16,100 円

< 装具関係 >

制 度	内 容
補装具の交付 ※手帳の交付を受けた方	身体の失われた部分や思うように動かすことの出来ない部分を補うために必要な用具の交付や修理を行います（一部自己負担があります）。 例：車いす、座位保持装置、下肢装具、補聴器など
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	<u>身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児</u> に対し、補聴器購入及び修理に要する費用の一部を助成します。

< 日常生活用具関係 >

制 度	内 容
日常生活用具の給付 ※手帳の交付を受けた児童又は難病児	日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します（障がい内容・程度により用具が異なります）（一部自己負担があります）。 例：ネブライザー、電気式たん吸引器、頭部保護帽、紙おむつ（3歳以上）など



<サービス関係>

制 度	内 容
移動支援事業	障がいにより単独での移動が困難なお子さんについて、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした移動の介助及び外出に伴う身の回りの介護を行います（一部自己負担があります）。 ※通学については、町外の養護学校に通う中学生までの児童・生徒を対象に、冬期間（11～3月）のみ利用することができますので、事前にご相談ください。
日中一時支援事業	障がいのあるお子さんの日中における活動の場を確保することで、ご家族の就労支援及び一時的な休息を目的とする事業です（一部自己負担があります）。



－問合せ－ 介護課障がい支援係

☎：25-2665

障がい者総合相談支援センター「nanakamado」

弥生51番地38

☎：23-1917

⑪ベビーシート・チャイルドシートの貸出しについて

ベビーシート・チャイルドシートの無料貸出しを行っています。貸出し期間は3か月以内で、その後、2回に限り延長することが可能です。台数に限りがありますので事前にお問合せください。

※道路交通法では、6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、ベビーシート・チャイルドシートを使用することが義務付けられています。

※貸出しするベビーシート・チャイルドシートは新品ではありませんので、予めご了承ください。



－問合せ－ 交通安全推進委員会

☎：23-2711

（事務局 当別町役場環境生活課内）



赤ちゃんとお母さんの健康のために

①新生児聴覚検査

赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。検査受診券を妊娠届出の際に発行します。検査は通常、出生後入院中に行われますので、受診券を出産医療機関へ提出してください。

②新生児訪問

保健師等が赤ちゃんの体重測定や授乳のこと、その他育児に関すること、産後のお母さんの健康状態について相談を受けています。生後 1 か月～2 か月頃に連絡し、訪問します。

③産後健康診査

産後のお母さんのこころとからだの健康のために、概ね産後 2 週間と 1 か月に実施する産後健康診査の受診票を妊娠届出の際に 2 枚発行します。

※産後健康診査の実施回数や、料金は病院によって異なります。

④産後ケア

産後に育児等の支援が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が産後の体調管理や育児・授乳等のサポートを行います。生後 1 歳未満の赤ちゃんとお母さんが対象です。宿泊型は、施設によって受け入れできる赤ちゃんの月齢が異なります。

<料金>

	利用時間	利用料金	利用回数のカウント
宿泊型	1 1 時～翌朝 1 0 時	1,500 円	1 泊 2 日：1 回
訪問型	3 時間	500 円	1 日：1 回
通所型	4 時間	500 円	1 日：1 回

※生活保護の方は無料

※利用上限：宿泊型は 4 回まで、訪問型・通所型は 5 回まで、合計 7 回以内での利用となります。



一問合せー 保健福祉課健康推進係

☎：23-4044



⑤ 1 か月児健康診査

赤ちゃんの発育の確認と病気の早期発見、治療のために、概ね生後 1 か月時に医療機関で実施する 1 か月児健康診査の費用を助成します。

対象の方には妊娠届時に 1 か月児健康診査受診票を発行します。

⑥乳幼児健診

4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健診を実施しています。対象の方には、個別通知しています。お子さんの成長、発達の確認のために必ず受けましょう。

＜4 か月・10 か月児健診内容＞

身長と体重の計測、小児科医師による診察、保健師、管理栄養士による相談などを行います。

＜1 歳 6 か月・3 歳児健診内容＞

身長と体重の計測、小児科医師による診察、歯科医師による歯科健診、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談などを行います。3 歳児健診では、弱視発見のための屈折検査も併せて実施しています。お子さんの発達や育児について心配がある方は専門の先生がゆっくりと相談をお受けしています。

⑦ぱくぱく教室（離乳食教室）

※対象：離乳食期のお子さんと保護者の方【要予約】

栄養士による離乳食の教室を行います。離乳食についての相談のほか、離乳食の試食も行います。離乳食をこれから始めるお子さんや離乳食のことを確認したい保護者の方も何度でもご参加いただけます。

⑧歯科健診・フッ素塗布

※対象：1 歳（又は乳歯 8 本以上）から小学校入学前のお子さん【要予約】

フッ素は定期的に塗布することで歯の質を強くする効果があります。虫歯予防のために、磨き方や磨き残しのチェックをしましょう。

＜料金＞ フッ素塗布 500 円



一問合せー 保健福祉課健康推進係

☎：23-4044



⑨予防接種

定期予防接種の種類	対 象 者	回 数	接種場所
BCG（結核）	生後 1 歳未満	1 回	①総合保健福祉 センターゆとろ （集団接種） ※日程は担当まで ②実施医療機関 （個別接種）
ヒブ （インフルエンザ b 型）	生後 2 ～ 7 か月未満	4 回	実施医療機関 （個別接種）
	生後 7 ～ 1 2 か月未満	3 回	
	1 ～ 5 歳未満	1 回	
小児肺炎球菌	生後 2 ～ 7 か月未満	4 回	
	生後 7 ～ 1 2 か月未満	3 回	
	1 ～ 2 歳未満	2 回	
	2 ～ 5 歳未満	1 回	
B 型肝炎	生後 2 か月～ 1 歳未満	3 回	
ロタウイルス	1 価：生後 6 ～ 2 4 週未満	2 回	
	5 価：生後 6 ～ 3 2 週未満	3 回	
4 種混合 （ジフテリア、百日咳、 破傷風、不活化ポリオ）	生後 2 ～ 9 0 か月 （ 7 歳 6 か月 ） 未 満	初回 3 回	
		追加 1 回	
5 種混合 （ジフテリア、百日咳、 破傷風、不活化ポリオ、 ヒブ）	生後 2 ～ 9 0 か月 （ 7 歳 6 か月 ） 未 満	初回 3 回	
		追加 1 回	
DT （ジフテリア、破傷風）	1 1 歳以上 1 3 歳未満	1 回	
MR （麻疹、風しん）	生後 1 2 ～ 2 4 か月未満	1 回	
	小学校へ就学する前の 1 年間	1 回	
水痘（水ぼうそう）	生後 1 2 ～ 3 6 か月未満	2 回	
日本脳炎	生後 6 ～ 9 0 か月 （ 7 歳 6 か月 ） 未 満	1 期初回 2 回	
		1 期追加 1 回	
	9 歳以上 1 3 歳未満	2 期 1 回	

※予診票は事前に保護者へお渡しします。不足等ありましたら担当までご連絡ください。

＜実施医療機関＞※下表以外での接種を希望する方は事前にご連絡ください。

医療機関名	所在地	電話番号	実施ワクチン予防接種		
			4種・5種混合、MR、DTヒブ、水痘	小児肺炎球菌、ロタ、B型肝炎	日本脳炎
勤医協 当別診療所	当別町	末広 118-52	23-3010	○	○
スウェーデン通り 内科循環器科 クリニック		太美町 1488-348	25-3151	○	○
田園通り さわざき医院		北栄町 17-13	25-2055	○	○
当別あんしん クリニック		園生 53-39	27-8012 予約→WEB	○	○
とうべつ整形外科		六軒町 72-4	25-5040		○ 6歳以上
北海道医療大学病院	札幌市	北区あいの里 2条5丁目	011- 778-7575	○	○
あずま子ども家庭 クリニック	江別市	野幌住吉町 25-10	011- 385-2500	○	○
ウルトラ内科小児科 クリニック		大麻栄町 11-9	011- 688-8801	○	○
江別市立病院		若草町 6	011- 382-5151	○	○
おおあさ鈴木ファ ミリークリニック		大麻扇町 3-4	011- 386-5303	○	○
松尾こども クリニック		高砂町 25-11 江別メディカル 3F	011- 384-8819	○	○
よしなりこども クリニック		上江別東町 44-17	011- 391-4470	○	○

＜小児インフルエンザ予防接種＞

中学校3年生以下のお子さんの予防接種費用の一部助成を行います。

対象	生後6か月以上中学校3年生以下の当別町のお子さん
接種期間	10月～12月 (町ホームページ、広報とうべつ等でお知らせします。)
助成金額等	【注射】1回につき1,000円助成(13歳未満:2回) 【点鼻】1回につき2,000円助成(2～13歳未満) 1回につき1,000円助成(13歳以上)



一問合せー 保健福祉課健康推進係

☎: 23-4044

⑩保護者の健診など

子どもの健やかな成長には、お父さんやお母さん、家族みんなが健康であることが欠かせません。定期的に健診を受け、健康で過ごしましょう。

<受けられる健診の種類と対象>

間隔	健診の種類	対象年齢	検査方法	一般・後期高齢者医療の方	当別町国保の方
年1回	フレッシュ健診	18～39歳	問診 身体計測	1,500円	1,000円
	特定健康診査	40～74歳 (当別町国保加入者)	血圧測定 尿検査		700円
	基本健康診査	40歳以上 (生活保護世帯)	血液検査 (脂質、血糖、 肝機能、尿酸、 腎機能、貧血) 40歳以上の方は心電図		
	肺がん検診	40歳～	胸部エックス線 撮影	500円	300円
	大腸がん検診		便潜血検査	800円	500円
隔年で	子宮頸がん検診	20歳～	内診、細胞診	1,800円	1,000円
	乳がん検診	40～49歳	マンモグラフィ2方向	2,200円	1,200円
		50歳～	マンモグラフィ1方向	1,900円	1,050円
	胃がん検診	50歳～	バリウム検査	1,600円	900円
			胃内視鏡検査	3,000円	3,000円
生涯で1度	肝炎ウイルス検診	40歳以上 (検査を受けたことがない方)	血液検査	600円	300円

※生活保護世帯の方の健診料金は無料です。

※事前に申込みが必要です。担当までご連絡ください。

<申込みの流れ>

① 受きたい健診、日程を決める。

② 健康推進係へ連絡する。

※電話・町ホームページ・町公式LINEで『健診』と入力する

二次元コード(『当別健診だより』参照)からも申込みができます。

③ 後日、受診票や検査キットを郵送します。

<選び方>

町の健診は大きく分けて、「集団健診」と「個別健診」に分けられます。それぞれの健診のポイントを確認し、自分にあった受け方を選びましょう。

① 集団健診

ゆとりや西当別コミュニティセンターに検診車が来て健診が受けられるものや、ゆとりや西当別コミュニティセンターから北海道対がん協会札幌がん検診センターへバスで送迎する健診があります。

《集団健診のココがいいね！》

※ご自宅近くの会場（ゆとりや西当別コミュニティセンター）で健診が受けられます。

遠くへ行かずに健診が受けられるので、お子さん連れでお越しいただくこともできます。

※特定健診などの血液検査とがん検診も1日で受けられます。

特定健診などの血液検査とがん検診もまとめて受けられるので、複数の健診機関や医療機関に行かずに1度で済みます。

（個別健診でもまとめて受けられる健診機関もあります。）

② 個別健診

自分の都合の良い時に健診機関に予約をして受けられる健診です。

《個別健診のココがいいね！》

※自分の都合に合わせて健診が受けられます。

自分のお仕事やご家族の予定に合わせて健診が受けられ、土曜日・日曜日にも受けられる健診機関もあります。

※様々なオプション検査が受けられます。

健診機関によっては、腹部超音波検査などの様々なオプション検査も受けることができます。

※健診に関するお問合せや申込みについては、担当までお問合せください。



一問合せー 保健福祉課健康推進係

☎：23-4044





子どもの病気



①急病時の相談先

【救急医療電話相談『救急安心センターさっぽろ』】

救急医療相談に受付員や看護師が24時間・365日対応する電話相談窓口です。「こんな症状だけど急いで病院へ行ったほうがいいか?」「救急車を呼ぶか誰かに相談したい」など、急な病気やケガで対応に迷ったときに電話してください。

※緊急性があり、救急車が必要な時は直接119番へ電話してください。

- ・ ☎ : #7119 (プッシュ回線・携帯から)
- ・ ☎ : 011-272-7119 (ダイヤル回線・一部の電話から)

【こども医療でんわ相談】

お子さんが夜間、急な病気や事故で具合が悪いとき、家庭でどのように対応するか看護師がアドバイスしてくれます。

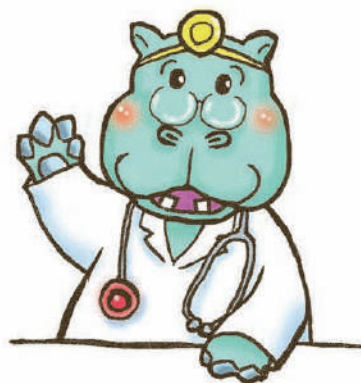
- ・ 受付時間 毎日 19:00～翌朝 8:00
- ・ ☎ : #8000 (プッシュ回線・携帯から)
- ・ ☎ : 011-232-1599 (IP電話・ひかり電話・PHSから)

【北海道産婦人科救急電話相談】

夜間において産婦人科にかかる相談を受付けています。コーディネーター(助産師、看護師)が症状を確認し受診するべきかどうかをアドバイスします。

※かかりつけの病院で対応できる場合はそちらに受診、又はご相談ください。

- ・ 受付時間 毎日 19:00～翌朝 9:00
- ・ ☎ : 011-290-3299



②誤飲・やけど・けがの応急手当

＜誤飲について＞

- ・子どもが何かを誤飲したときは、何を、いつ、どれだけの量を飲んだか等を確認します。誤飲したものの種類によって対応が違うこともあるので注意しましょう。
- ・飲み込んだものを家庭で吐かせることは難しく、吐いたものが肺に入る危険もあるため、原則として吐かせないようにします。

品目	応急処置	その他の処置
	飲ませるもの	
たばこ・灰皿の水	× 何も飲ませない	すぐに病院へ
農薬・殺虫剤		
灯油・シンナー・ガソリン		
マニキュア・除光液		
ガラスの破片・針・ヘアピン		
ボタン電池		
漂白剤・カビ取り剤	水○ 牛乳○	病院へ
トイレ用洗剤・タイル用洗剤		
医薬品		
香水・ヘアトニック		
芳香剤・消臭剤		
ナフタリンなど防虫剤	牛乳× 水○	

※×：行ってはいけない、○：行った方がよい

※処置がわからないときは、かかりつけ医療機関や「中毒 110 番」へ。

※明らかに緊急を要する場合はすぐに救急車（119 番）を呼んで下さい。

（公財）日本中毒情報センター

<https://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

大阪中毒 110 番 ☎072-727-2499 24 時間 365 日対応

つくば中毒 110 番 ☎029-852-9999 9～21 時 365 日対応

たばこ専用電話(自動音声) ☎072-726-9922 24 時間 365 日対応

※細菌性食中毒や小石などの誤飲の相談は受け付けていません

<やけど・けがについて>

こんな時は	対 応	診療時間外でも 大至急病院へ
やけどした	• まず、しっかり冷やします。流水（水道水）で患部を最低20～30分以上冷やします。 • 衣類を着たままやけどしたときは、服の上から冷やします。最低20～30分以上。衣類が皮膚にくっついているときは無理に脱がさず、<u>冷水を十分かけて冷やしてから急いで受診します。</u>	• 顔・頭・関節や手のひら部分のやけど • 広い範囲のやけど • やけど部分が白くなっている • 黒くなっている
頭を打った	• 頭を打ってもすぐ元気よく泣き、他に気になる症状がないようなら、そのまま自宅で安静にして注意深く様子を見て、診療時間になったら受診しましょう。 • ただし、次のような様子とき、あるいは様子がおかしいと感じたら（<u>反応が鈍い、からだの動かし方がおかしいなど</u>）診療時間外でも受診してください。	• 意識がない • けいれんを起こした • 何回も吐く • 打った部分がへこんでいる • 出血が止まらない
すり傷 切り傷	• すり傷や小さな切り傷はまず水道水できれいに洗い流し、そのあとラップや市販の傷用パット剤で傷口を完全に密閉します。 • 傷口の周囲が赤くなったり痛みが続く、ウミがあるなどのときは受診しましょう。	• 深い傷 • ガラスや釘が刺さった • 出血が止まらない
鼻血	• 座らせて顔を下に向かせます。 • 小鼻部分を指でつまみ、鼻筋に向かって10～15分、強く圧迫します。 • 綿球やティッシュを鼻の中に詰めるのはやめましょう。取れなくなったり、かえって血が止まりにくくなったりします。	• 10分間圧迫しても止まらない • 鼻血を何度もくりかえす • 顔色が悪い • 青あざがからだに多くみられる

（母子健康手帳 副読本 参照）





病院情報



①急病時の受診先

昼間	日曜 ・祝日	江別市内科小児科休日当番 ※内科及び小児科等の軽度な症状の患者の診察、応急処置を行います。 ・診療時間 9:00～17:00 (医療機関によって診療時間が異なる場合があります。)
	夜間 毎日 年中無休	江別市夜間急病センター ※夜間に内科、小児科の急病の方の診察(応急処置)を行っています。 ・受付時間 18:30～翌朝 6:30 ・診療時間 19:00～翌朝 7:00 ・所在地等 江別市錦町14-5 ☎: 011-391-0022 (江別市役所錦町別館内) 勤医協中央病院 ※夜間に内科の急病の方の診察(応急処置)を行っています。 ・診療時間 19:00～翌朝 9:00 ・所在地等 札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1 ☎: 011-782-9111

<救急当番医の確認方法>

- ① 新聞紙面(地方版)
- ② 広報とうべつ(健康ひろば)
- ③ 町ホームページ(急病当番医について)
- ④ 北海道救急医療・広域災害情報システム

※道内の診療可能な病院をご案内します。受診可能な病院を知りたい場合にご利用ください。

- ・自宅の電話から 0120-20-8699
- ・携帯電話から 011-221-8699
- ・インターネットから <http://www.qq.pref.hokkaido.jp>

右の二次元コードからも
ご覧いただけます。



②当別町内病院

※詳細は事前に電話でご確認ください。

勤医協当別診療所 末広 118-52 ☎：23-3010	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:00~12:00	○	○	○	○	○	
	13:30~16:00	訪問診療	訪問診療	訪問診療	訪問診療	○	
	17:30~18:30				※		
内科・小児科	※第1・3木曜日のみ診療						

さいわい内科 消化器クリニック 幸町 51-32 ☎：27-7591	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:00~11:30	○	○	○	○	○	○
	13:30~17:00		○	○	※	○	
	13:30~18:00	○					
内科・消化器内科 (対象：高校生以上)	2か月に1回 神経内科外来あり ※第2・4木曜日 13:30~16:30 循環器外来あり						

スウェーデン通り 内科循環器科 クリニック 太美町 1488-348 ☎：25-3151	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:00~12:00	○	○	○	○	○	
	13:30~17:00		○			○	
	15:00~19:00	○			○		
内科・循環器科・小児科							

田園通りさわざき 医院 北栄町 17-13 ☎：25-2055	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:00~12:00	○	○	○	○	○	
	14:00~17:00	○	○			○	
	16:30~18:45			○			
内科・腎臓内科・小児科 アレルギー科							

当別あんしん クリニック 園生 53-39 ☎ : 27-8012	診療科目	受付時間	月	火	水	木	金	土
	内科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	
		13:30~16:30	訪問診療	訪問診療	訪問診療	訪問診療	訪問診療	
	リハビリテーション科	9:00~12:00	○	○	○	○	○	※
		13:30~16:30	※	※	※	※	※	
	小児科	9:00~12:00	○		○	○	○	○
		13:30~16:30	○	○	○	○	○	
	皮膚科	9:00~12:00	○					
		13:30~16:30					○	
	婦人科	10:00~12:00		○				
		13:30~16:00		○				
内科・リハビリテーション科 小児科・皮膚科・婦人科	※月～金曜日午後は診療（再診） ※第1・3・5土曜日のみ診療（再診）							

とうべつ内科 クリニック 西町 21-9 ☎ : 22-1313	受付時間	月	火	水	木	金	土
	8:30~11:30	○	○	○	○	○	
内科							

とうべつ整形外科 六軒町 72-4 ☎ : 25-5040	受付時間	月	火	水	木	金	土
	8:45~12:00	○	○	○	○	○	※
	13:00~17:00	○	○	○	○	○	
	17:00~18:00	○			○		
整形外科 リハビリテーション科	※第1・3・5土曜日のみ診療						

ふとみクリニック 太美町 2343-101 ☎ : 25-3800	受付時間	月	火	水	木	金	土
	8:30~12:00	○	○		○	○	○
	14:30~18:00	○	訪問診療		○	訪問診療	
整形外科 リハビリテーション科	初めて受診される方は 11:30/17:30 まで受付必要						

石狩当別眼科 弥生 6564-45 ☎ : 22-3230	受付時間	月	火	水	木	金	土
	8:00~12:00			○			
眼科	祝日の水曜日は休診						

スウェーデンヒルズ 耳鼻咽喉科 獅子内 1122-10 ☎ : 27-6630	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:00~12:00	○	○	○		○	
	9:00~13:00				○		○
	14:00~18:00	○	○	○		○	
耳鼻咽喉科							



③当別町内歯科医院

※事前に予約が必要です。

くろさわ歯科 クリニック 北栄町 39-4 ☎：25-2888	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9：00～12：30	○	○	○	○	○	※
	14：30～18：30	○	○	○	○	○	
歯科・小児歯科	※土曜日 9：00～12：00						

当別駅前クリニック 田西歯科 園生 711 田西ビル 1 階 ☎予約： 0120-89-6480 ☎問合せ： 22-4618	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9：00～12：00	○	○	○	○	○	
	14：00～18：00	○	○	○	○	○	
歯科・小児歯科							

当別ファミリー歯科 白樺町 5-24 ☎：23-4618	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9：00～13：00	○	○	○	○	○	
	14：30～18：00	○	○	○	○		
	14：30～19：00	○				○	
歯科・小児歯科 矯正歯科 歯科口腔外科							

太美歯科クリニック 太美町 1695-188 ☎ : 26-2121	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:30~11:30	○	○	○	○	○	※
	14:00~16:00	○	○	○	○	○	
	17:30~18:30	○	○	○	○	○	
歯科・小児歯科	※土曜日 9:30~10:30						

ハート歯科 太美町 1473-12 ☎ : 26-4719	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:45~12:30	○	○	○	○	○	※
	14:00~19:00	○	○		○	○	
歯科・小児歯科 矯正歯科	※土曜日 9:45~13:00						

北海道医療大学歯科 クリニック 金沢 1757 ☎ : 23-1601	受付時間	月	火	水	木	金	土
	9:00~12:15	○	○	○	○	○	
	13:15~16:30		○	○	○	○	
	13:15~17:45	○					
歯科・小児歯科 矯正歯科 歯科口腔外科							



④北海道医療大学病院

※急な変更が発生する場合があります。事前に HP の診療案内 (PDF) をご確認ください。

北海道医療 大学病院 札幌市北区 あいの里 2条5丁目 ☎（問合せ） 011- 778-7575 ☎（歯科受付） 011- 778-7558 http://hospital. hoku-iryo-u.ac.jp/	診療科目	受付時間	月	火	水	木	金	土
	内 科	午前 （新患、予約外） 8:15～11:00 （診療開始 9:00）	○	○	○	○	○	
			○			○	○	
	内科・心療内科	午後 （予約外） 13:00～15:00 （予約あり） 13:00～16:30 （診療開始 13:30）	○	○	○		○	
						○		
	呼吸器内科	※心療内科・高次 脳機能障害 （もの忘れ） 外来は完全予約制	○				○	
				○				
	消化器内科	○		○		○		
			○		○			
	循環器内科	○	○	○	○	○	○	
			○	○	○	○	○	
	高次脳機能障害 （もの忘れ）外来			○				
							○	
	小児科 ※一般診察 予約制	8:15～11:30 （診療開始 9:00）	○	○		○	○	
		13:30～16:30	○	○	○	○	○	
	整形外科	8:15～11:30 （新患 11:00 まで） （診療開始 9:00）			○		○ 第1・ 3・5	
		13:30～16:30	○	○	○ 第3			
	眼科	8:15～11:30 （診療開始 9:00）	○	○	○	○	○	
		14:00～15:30	○ 手術	予約 検査	予約 検査・ 手術	予約 検査・ 手術	予約 検査	
	耳鼻咽喉科	8:15～11:30 （診療開始 9:00）	○	○	○	○	○	
		13:30～16:30	予約		予約	○		

北海道医療 大学病院 札幌市北区 あいの里 2条5丁目 ☎（問合せ） 011- 778-7575 ☎（歯科受付） 011- 778-7558 http://hospital. hoku-iryo-u.ac.jp/	診療科目	受付時間	月	火	水	木	金	土	
	皮膚科	8:15~11:30 （診療開始 9:00）	○	○	○	○	○		
		13:30~15:30	手術		○		○		
	泌尿器科	8:15~11:30 （診療開始 9:00）					○		
		13:30~16:00		○					
	歯 科 小児 歯 科 矯 正 歯 科 歯 科 口 腔 外 科 口 腔 イ ン プ ラ ン ト 科	午前 8:45~11:30 （診療開始 9:00）	○	○	○ 矯正X	○	○		
			○	○	○	○	○		
	摂食・嚥下外来	午後 13:30~17:30							
					○		○		
	口腔内科相談外来	※歯科以外は予約制		○	○	○			
					○	○			
			○	○	○				
					○				
	○		○	○	○	○			
	○		○	○	○	○			
	言語聴覚治療室		※予約制	○	○	○	○	○	
				○	○	○	○	○	
リハビリテーション室	○			○	○	○	○		
	○			○	○	○	○		
備考	都合により急な変更が発生する場合があります。詳細は、事前 にご確認ください。								
	QRコード								



子育てに関する相談



①お子さんの発達について

【当別町子ども発達支援センター】

お子さんの発達に合わせ、あそびを通しての支援や、電話や来所での相談を行います。（要予約）

このようなことが思い当たる場合には、まずはお気軽にご相談ください。

- ・お友だちとうまくあそぶことができない
- ・言葉が遅い
- ・運動面に遅れがある
- ・行動面でちょっと気になる

＜開 設 日＞月曜日～金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）

＜開設時間＞8：45～17：15

＜相談支援＞相談専用ダイヤル ☎：23-2788

サービス種別	内 容
お子さんご家庭への支援	お子さんの発達のこと、就園・就学のこと、福祉制度のことなど、電話や来所（事前予約）による発達相談。
各種サービス利用等への支援	各種サービスの利用に必要な手続きについての説明や利用計画などの作成を行います。
関係機関との連絡調整	サービス提供事業所や医療機関など

※利用料はかかりません。

＜通所支援＞

サービス種別	内 容
児童発達支援	就学前児童に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適用することができるよう、適切な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児童に対し、生活能力の向上及び社会との交流を図ることができるよう、適切な支援を行います。
保育所等訪問	認定こども園などを訪問し、集団生活の場における支援を行います。

※1回の支援ごとに利用料がかかります。

※非課税世帯と満3歳になって初めての4月1日から就学前までは、利用料がかかりません。



— 問合せ — 当別町子ども発達支援センター
西町32番地1

☎：23-3009

【北海道中央児童相談所】

18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関です。ご相談をお受けすると必要に応じて次のことを行います。

＜相談時間＞月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）8：45～17：30

内 容	詳 細
面接等による助言 や指導	・児童相談所の専門職員が家庭訪問などをして、どうすることがよいか助言などをします。 ・お子さんや家族の方に相談所に通ってもらい助言などをします。
心理判定 医学診断	・お子さんとお話をしたり、心理的なテストなどにより、お子さんの状態を把握します。 ・必要により医師の診察も受けることができます。
一時保護	・必要な場合、お子さんをお預かりすることもできます。 ・規則正しい生活の中でお子さんに対する指導も行います。
その他	・療育のための訓練施設や家庭的な養育の場である里親、集団の中で生活する施設をご紹介します、利用のための手続きのお手伝いをします。 ・その他にも、お子さんをよりよく育てるためのいろいろな方法があります（地域への巡回児童相談等）。



－問合せ－ 北海道中央児童相談所

札幌市中央区円山西町2丁目1番1号 ☎：011-631-0301

【北海道立特別支援教育センター】

学習のつまずきや遅れが気になったり、落ち着きのなさや行動が気になるなど、日常生活や養育、就学、教育、進路などの相談を行います。来所による相談のほか、電話やメールによる相談もできます。

内 容	詳 細
来所相談	・相談を希望する場合は電話でお申込みください。（予約制） ・相談時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9：00～12：00／13：00～17：00
電話相談	・相談時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9：00～12：00／13：00～17：00 ・専用電話：011-612-5030
メール相談	・パソコンより返信します。携帯電話から相談する場合は「パソコンからのメール受信許可」及び「特別支援教育センターからのメール受信許可」の設定をしてからご相談ください。 ・✉：tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp



－問合せ－ 北海道立特別支援教育センター

札幌市中央区円山西町2丁目1番1号 ☎：011-612-6211

【当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado（ななかまど）】

障がいのあるお子さんをはじめ大人の方、そしてそのご家族の方たちが住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いするセンターです。障がいの種別や年齢を問わずサポートします。

内 容	詳 細
来所相談	・相談員が駐在していない場合や、他相談対応の場合もあるため、電話連絡後の来所が確実です。 ・相談時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9：00～17：00 （ご本人及びご家庭の状況により、土日祝日の対応も可）
電話相談	・相談時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9：00～17：00（基本的には左記。24 時間受付あり） ・専用電話：0133-23-1917
メール等相談	・メール、LINE、zoom 等で対応しています。 ・メールアドレス：nanakamado@yu-yu.or.jp



一問合せー 障がい者総合相談支援センター「nanakamado」
弥生51番地38 ☎：23-1917

②子育てについて

子育てについての相談を行います。

- ・子ども未来課子育てサポート係 ☎：25-2658
- ・保健福祉課健康推進係 ☎：23-4044
- ・認定こども園当別夢の国幼稚園 ☎：23-2381
- ・認定こども園おとぎのくに ☎：26-2353

③孫育てについて

北海道では祖父母向けに孫育てガイドブックを作成しています。祖父母の育児参加は親世代の育児負担の軽減となるほか、多様な大人が子どもにかかわることで、子どもの社会性がはぐくまれるなど、子どもの成長にも良い影響があります。また、祖父母自身に生きがいや充実感をもたらす機会ともなります。

祖父母世代と親世代の世代間コミュニケーションをより円滑に、互いに協力し合う関係づくりの機会としてご活用ください。

※『まごナビ』は右の二次元コードから
ご覧いただけます。



児童虐待について

①子育てで悩んだときは

子育てに悩むことは特別なことではありません。一人で悩みを抱え込まないで相談してください。家族、友人、地域の人、専門機関など、たくさんの人の力を借りて子どもを育てていきましょう。

※『子育てに関する相談』（P.29～31）に記載の相談先もご活用ください。

②子どもへの虐待とは

子どもへの虐待とは、親などの養育者が必要な養育をしなかったり、危害を加えたりすることにより、子どもの心と身体を傷つけ、健やかな発達、成長に悪影響を与えることです。しつけのつもりでも子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

※法律により、児童に対する禁止行為と罰則が規定されています。

ネグレクト （養育の怠慢、 放置）	・学校等に行かせない ・病気でも病院に連れて行かない ・子どもだけ家に残して外出する ・ひどく不潔にする ・食事を与えない ・車に放置する など
心理的虐待	・大声や脅しなどで恐怖に陥れる ・無視や拒否的な態度をとる ・子どもの目の前で家族に暴力を振るう など ・自尊心を傷つける ・著しく兄弟差別をする
身体的虐待	・殴る ・蹴る ・投げ落とす ・首を絞める ・火傷をさせる ・溺れさせる ・激しく揺さぶる など
性的虐待	・性的な行為の強要 ・子どもに性器や性交を見せる ・子どもをポルノグラフィの被写体にする ・子どもに異性の親等との入浴を強要する など ・子どもへの性交

③虐待が疑われるとき

虐待と思われる行為を見かけたら連絡してください。地域で子育てを支え合っていきましょう。

- ・北海道中央児童相談所 ☎：011-631-0301
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（通話料無料） ☎：189（いちはやく）
- ・子ども未来課子育てサポート係 ☎：25-2658
- ・警察 ☎：110 又は 当別交番 ☎：23-2151
太美交番 ☎：26-2151



子ども関係施設情報



①当別町子育て支援センター

親子で楽しく遊ぶことができる、親と子のふれあいの場です。遊びや交流の場を提供することはもちろん、子育て相談にのったり、子育て関連情報の提供をしています。お友だちを作りたい、育児や生活の情報を知りたい、育児について話したいなど、様々な声に支援者（保育士等）がお応えしていますので、ぜひご利用ください。

<所在地>

- ・当別地区【あそびのひろば】

西町32番地2 当別町総合保健福祉センターゆとろ内

- ・太美地区【おとぎキッズ】

太美町1480番地8 認定こども園おとぎのくに内

<対象>

- ・0歳～就学前のお子さんと保護者 ・妊娠中の方

<開設日時>

- ・月曜日～金曜日 9:00～14:00

（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）

（健診等により閉設となることがあります。事前にご確認ください。）

（10:00～子育て講座や制作などの活動が入ることがあります。）



<事業内容>

- ・遊びと交流の場開設、各種講座、子育て関連情報提供、子育て相談
- ・活動の様子や、各種講座、行事の詳細は、子育て支援センターで毎月発行しているおたよりや町ホームページ（二次元コード）をご確認ください。



『絵本の読み聞かせ・わらべうた』



『ベビーマッサージ』



一問合せー

（あそびのひろば）子ども未来課子育てサポート係

☎：25-2658

（おとぎキッズ）認定こども園おとぎのくに

太美町1480番地8

☎：26-2353

②図書館

当別町図書館 錦町 1248-7 ☎ ：23-0573	・開館時間：火曜日～日曜日、祝日 10：00～17：00 ・休館日：月曜日 （月曜日が祝日の場合、翌平日が休館） ※毎月、展示会を開催しています。詳しくは当別町図書館までお問合せください。
当別町図書館 西当別分館 太美町 22-7 ☎ ：26-3300	・開館時間：火曜日～日曜日、祝日 10：00～21：00 <u>※閲覧のみ 17：00～21：00</u> ・休館日：月曜日 （月曜日が祝日の場合、翌平日が休館）



当別町図書館



西当別分館

＜利用について＞

貸出し期間	2週間 1人 10冊まで
利用者登録カード	登録必要。どちらの図書館でも利用可能。
『ふれバ』図書返却サービス	『ふれバ』（当別ふれあいバス）で図書館から借りた本の返却ができます。 ※バスに乗ったとき：車内で運転手に手渡し ※バスに乗らないとき：バス停で運転手に手渡し
読書通帳	・ブックスタート時、ブックセカンド時に読書通帳引換券をお渡ししますので、図書館に持って行って交換してください。 ・貸出しの時に提示していただくと、借りた本の情報を記録し思い出として残っていく通帳です。 ・貸出しの時に提示していただくと、1回の貸出しで1個押印します。9個貯まると賞状を差し上げます。（3枚まで）



－問合せ－ 当別町図書館

☎：23-0573

③当別町子ども発達支援センター

子ども発達支援センターでは、心身の発達に心配や遅れがみられるお子さんとその家族が、日常的に適切な相談指導や療育を受けることができるよう支援を行っています。(P.29)



－問合せ－ 当別町子ども発達支援センター
西町32番地1

☎：23-3009

④当別町子どもプレイハウス（放課後児童クラブ）

保護者の就労、長期療養中などの理由により放課後等に留守になる家庭の児童を、学校建物内の専用施設でお預かりし、集団活動や学習をします。(P.51)



－問合せ－ 子ども未来課子育てサポート係

☎：25-2658

⑤amaririsu（アマリリス）（放課後等デイサービス・児童発達支援）

特別なサポートが必要なお子さんや障がいを持つお子さんのための放課後等デイサービス事業・児童発達支援事業を実施しています。(P.52)

<設置者> 社会福祉法人ゆうゆう



－問合せ－ 社会福祉法人ゆうゆう
六軒町70番地18

☎：22-2896



⑥子育て支援活動団体

名 称	活 動 内 容	利用案内
ゆめの たね 文庫	- 赤ちゃんから、幼児、小学生、中学生向けの本を約 3,300 冊ご用意しています。 - 開館日：第 2 土曜日 10 時～12 時（月 1 度）	- 無料です。 （1人5冊、次の開館日まで貸出します。） - 初めての方はお電話で開館状況をご確認ください。



入口看板



文庫内部



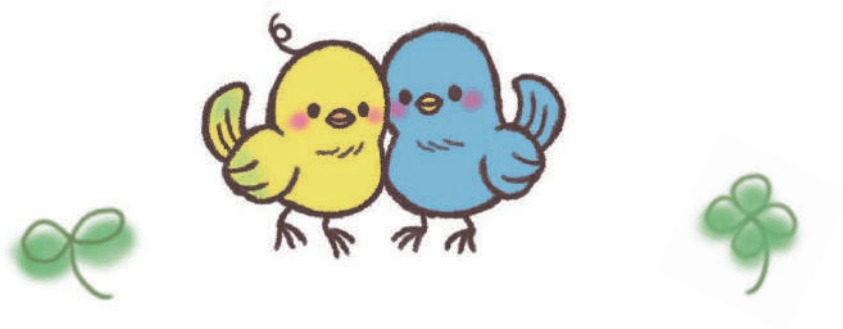
— 問合せ —

ゆめのたね文庫

緑町 1 0 1 番地

☎ : 090-2054-7457

（旧当別小学校北側）

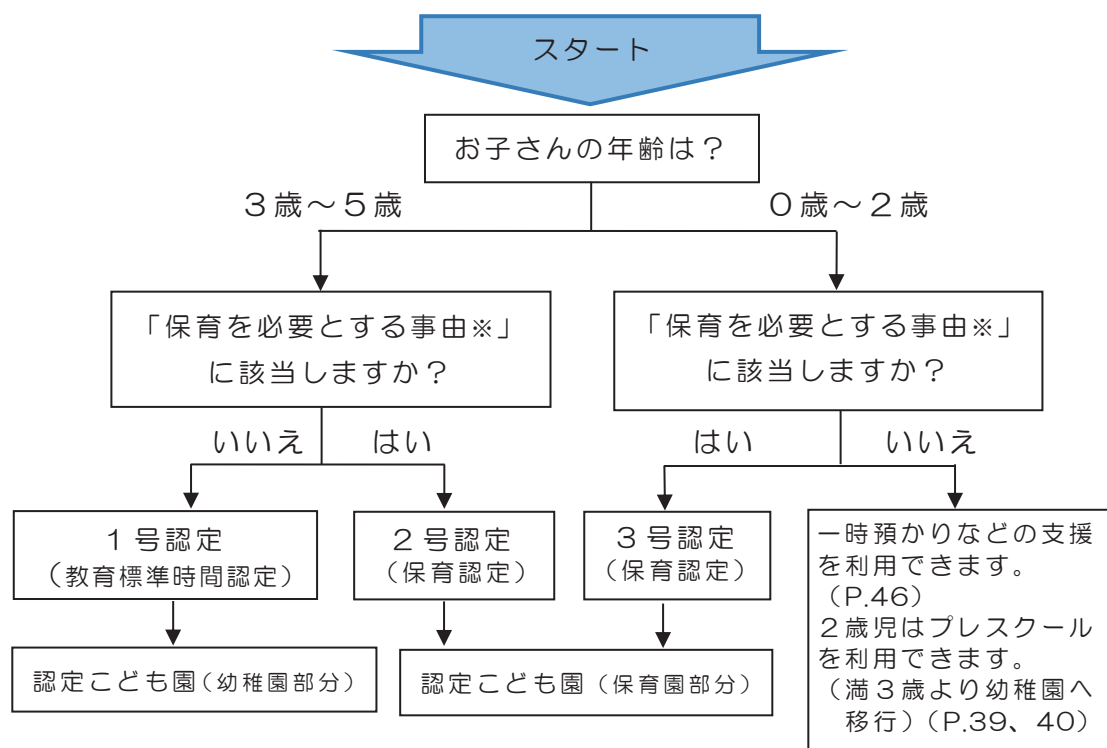


⑦認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を持ち合せ、地域の子育て支援を行う施設です。0～1歳は保育園、2歳は保育園又はプレスクールを利用できます。3～5歳は幼稚園児と保育園児が一緒のクラスで生活し、同じ教育・保育を受けることができます。

<認定について>

認定こども園の利用を希望する場合、町に申請して利用のための認定を受ける必要があります。下記担当に申請してください。



※保育を必要とする事由

就労	1月において64時間以上就労することを常態としている場合
妊娠・出産	出産予定日の8週間前の月の初日から出産日の8週間後の月の末日までの間で必要とする期間
病気・介護	保護者自身が病気・負傷・障がいの有るか、保護者が病気・負傷・障がいのある同居の親族を常時介護又は看護している
災害	震災・風水害・火災その他の復旧にあたっている
求職	求職活動を継続的に行っていること
就学	保護者が就労を前提に職業訓練校や学校に通学している
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められること
育児休業	育児休業中も引き続き保育施設の利用が必要であること



－問合せ－ 子ども未来課子ども係

☎:23-3024

< 3歳未満児第2子の利用者負担額（保育料）無償化 >

- ・ 保育認定を受けた3歳未満児の第2子を対象に保育料を無償化し、多子世帯の経済的負担の軽減を図っています。
- ・ 非課税世帯の3歳未満児とすべての3歳以上児の保育料は無償となっています。
- ・ 無償化の対象とならない方は、4～8月は前年度、9～3月は当該年度の町民税額に基づき保育料を算定します。

※ここでいう保育料とは、認定こども園を利用した場合にかかる保育料です。

※認定こども園を利用する満3歳以上のお子さんは、主食費、教材費等の実費がかかります。詳しくは各園にお問合せください。

< 就園援助事業助成 >

経済的理由により就園困難な幼児に対して主食費と教材費の援助を行っています。



一問合せ一 子ども未来課子ども係

☎：23-3024

< お仕事の無い日の認定こども園の利用について >

町内の認定こども園では、心理的、身体的な負担により家庭内で保育できない場合、心身の回復を図るため、保護者の仕事がない日においても、お子さんの保育が可能です。詳細は各園にお問合せください。



一問合せ一 認定こども園当別夢の国幼稚園
北栄町20番地12

☎：23-2381

認定こども園おとぎのくに
太美町1480番地8

☎：26-2353



【認定こども園当別夢の国幼稚園】

項 目		保育園部	幼稚園部
概 要	開設時間	7：30～18：30	8：30～14：45
	休園日	日曜日、祝日、12月29日 ～翌年1月3日	土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 ※その他園の都合により休園となる 場合があります。
	対象児	生後57日目から就学 前まで	満3歳から就学前まで
	行事 取組など	・自然体験（地引き綱、乗馬、田植え、稲刈り、野菜づくり、遠足 など） ・社会体験（一日駅長、円山動物園、おたる水族館 など） ・英語遊び（ネイティブ講師による） ・リズム遊び（マーチング、ミュージックベル、鍵盤ハーモニカ、よさこい など） ・文字・数字遊び ・運動遊び（登り棒、鉄棒、マット、縄跳び、集団ゲーム など）	
特 別 保 育	延長保育 など	【延長保育】 保育終了後 18：30～19：30	【一時預かり（幼稚園型）】 保育終了後 14：45～18：30 早朝 7：30～ 8：30 延長 18：30～19：30 長期休業期間等 8：30～18：30
	特別支援 教育・保育	3歳児以上 ※事前の申込みが必要です。	
2歳児のプレ スクール （2歳児から の幼稚園）		・週5回の登園コース（月曜日～金曜日） ・週2回の登園コース（火・水曜日 又は 木・金曜日） ・保育時間 8：30～14：00 ・園バス送迎あり ・満3歳の誕生日を迎えた日から幼稚園に移行となります。	
民設民営		設置・運営：社会福祉法人高陽福祉会	

※費用等、詳細については、お問合せください。



一問合せー 認定こども園当別夢の国幼稚園
北栄町20番地12

☎：23-2381

【認定こども園おとぎのくに】

項 目		保育園部	幼稚園部
概 要	開設時間	7：30～18：30	8：30～14：45
	休園日	日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日	土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 ※その他園の都合により休園となる場合があります。
	対象児	生後57日目から就学前まで	満3歳から就学前まで
	行事 取組など	・自然体験（地引き網、乗馬、田植え、稲刈り、野菜づくり、遠足 など） ・社会体験（一日駅長、円山動物園、おたる水族館 など） ・英語遊び（ネイティブ講師による） ・リズム遊び（マーチング、ミュージックベル、鍵盤ハーモニカ、よさこい など） ・文字・数字遊び ・運動遊び（登り棒、鉄棒、マット、縄跳び、集団ゲーム など）	
特 別 保 育	延長保育 など	【延長保育】 保育終了後 18：30～19：30	【一時預かり（幼稚園型）】 保育終了後 14：45～18：30 早朝 7：30～ 8：30 延長 18：30～19：30 長期休業期間等 8：30～18：30
		【一時預かり（一般型）】 1歳6か月以上（P.46）	
	特別支援 教育・保育	3歳児以上 ※事前の申込みが必要です。	
2歳児のプレ スクール （2歳児から の幼稚園）		・週5回の登園コース（月曜日～金曜日） ・保育時間 8：30～14：00 ・満3歳児より園バス送迎あり ・満3歳の誕生日を迎えた日から幼稚園に移行となります。	
民設民営		設置・運営：社会福祉法人高陽福祉会	
おとぎキッズ （子育て支援 センター）		・対象：0歳～就学前の子どもと保護者、妊娠中の方 ・開設時間：月曜～金曜の9：00～14：00 （土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）	
公設民営		設置：当別町 運営：社会福祉法人高陽福祉会	

※費用等、詳細については、お問合せください。



一問合せー 認定こども園おとぎのくに
太美町1480番地8

☎：26-2353

⑧主な公園（巻末地図参照）

<当別地区>

（五十音順）

名 称	所在地	WC	水飲場	駐車場	遊具など
阿蘇公園	元町 53-10 他	○	○	○	野球場、複合遊具、池など
いなほ公園	末広 123-85 他				滑り台、ブランコ、ベンチなど
栄公園	栄町 1119-14	○	○	○	サッカー場、テニスコート
白樺公園	白樺町 163-1 他	○	○	※	ベンチ ※総合体育館駐車場など
白樺緑地	白樺町 58-1 他	○	○		ゲートボール場、ベンチ
つつじ公園	北栄町 20-2		○		複合遊具、滑り台など
当別川河川緑地	樺戸町河川敷地	○			パークゴルフ場、ゲートボール場 など
ポッポ公園	園生 55-109 他		○		汽車、ベンチ
美里公園	美里 505-135				ベンチなど
もみじ公園	北栄町 26-1	○	○		野球場、ゲートボール場、 複合遊具など
ライラック公園	西町 22-1	○	○		野球場、ゲートボール場、 複合遊具



阿蘇公園



栄公園



白樺公園



白樺緑地



つつじ公園



当別川河川緑地



ポッポ公園



もみじ公園



ライラック公園

<太美地区>

(五十音順)

名 称	所在地	WC	水飲場	駐車場	遊具など
あいあい公園	太美町 1457-1 他	○	○	○	野球場、複合遊具、噴水広場、パークゴルフ場など
かっこう公園	獅子内 2353-55		○		滑り台、鉄棒、ブランコ、砂場、ベンチ
サンタ公園	太美スターライト 1509-5 他		○		ジャングルジム、ベンチなど
みみずく公園	獅子内 2227-134		○		滑り台、ブランコ、ベンチなど
遊遊公園	太美南 2095-1 他	○	○	○	サッカー場、テニスコート、複合遊具など



あいあい公園



かっこう公園



みみずく公園



遊遊公園

<みどり野地区>

(五十音順)

名 称	所在地	WC	水飲場	駐車場	遊具など
みどり野遊び場	茂平沢 203-78 他				ベンチ

<スウェーデンヒルズ地区>

(五十音順)

名 称	所在地	WC	水飲場	駐車場	遊具など
ヴェステン公園	スウェーデンヒルズ 1946-132	○	○		ベンチ
運動公園	スウェーデンヒルズ 710-33 他	○	○	○	鉄棒、ブランコ、ベンチなど
エステン公園	スウェーデンヒルズ 2270-6 他				ベンチ
スウェーデン公園	スウェーデンヒルズ 2329-24	○	○	※	ブランコ、滑り台、モニュメントなど※スウェーデン交流センター駐車場
レクサンド記念公園	スウェーデンヒルズ 2368-5			○	モニュメント
レクサンド公園	スウェーデンヒルズ 2889-242	○	○		シーソー、ブランコ、ベンチなど



ヴェステン公園



エステン公園



スウェーデン公園



レクサンド記念公園



レクサンド公園



一問合せー 建設課維持管理係

☎ : 23-3197

⑨子育て世帯向け公共賃貸住宅「COCOTTO」

公共賃貸住宅は、家族世帯向けに住宅を賃貸することにより、定住促進と安心して子育てしやすい環境づくりを進めることを目的に、昭和60年代に設計された教職員住宅を改修した住宅です。居室は1戸当たり約68㎡で全室3LDK。台所から居間が見渡せる「オープンキッチン」や、入居者のDIYで変更可能な「育てる3帖間」、有孔ボードを用いた壁面収納、間仕切りとして移動可能なパイプハンガーなど、子育て世帯に配慮したつくりになっています。



COCOTTO1 リビング



COCOTTO2 リビング

<建物の概要>

- ・住所：当別町下川町125番地30
- ・構造：鉄筋コンクリート造2階建

【COCOTTO1（1号棟）】

- ・専有面積：68.21㎡
- ・建築年：昭和63年（令和2年改修）
- ・入居戸数：8戸
- ・形式：3LDK（別棟外部物置あり）
水回りフルリフォーム
- ・特徴：お子様の成長に合わせてDIYで変えられる収納空間「育てる3帖間」があります。

【COCOTTO2（2号棟）】

- ・専有面積：68.68㎡
- ・建築年：昭和62年（令和3年改修）
- ・入居戸数：4戸
- ・形式：3LDK（可動式）（別棟外部物置あり）
水回りフルリフォーム
- ・特徴：一室の壁一面の有孔ボードと移動可能なパイプハンガーで、お子様の成長とともに住み方に応じた間取りに変更できます。

<入居資格>

- ① 過去1年間の継続的な収入の合計額を12で割った額が家賃の4倍以上ある者。
- ② 町税等を滞納していない者、反社会的勢力ではない者。
- ③ 入居の選考は中学生以下の同居人がいる入居希望者を優先。
- ④ 空き室がある場合は、中学生以下の同居人がいない入居希望者も入居可能。

<家賃>

- ・子育て世帯：47,200円（通常家賃の8割相当※）
- ・上記以外：59,000円（通常家賃）

※申込時に中学生以下の同居人がいる場合（子育て世帯）は、子どもの人数に関わらず一律家賃の2割相当を減額します。

※入居中に上記に該当しなくなった場合は、通常家賃に変更となります。

<入居募集>

空き室が発生し、入居補欠者（入居選考時に選外となり、空き室ができた場合に入居する権利を一定期間有する人）がいなかった場合、その都度入居者を募集します。募集は役場及び町ホームページ・広報とうべつ等にてお知らせします。申込者複数の場合は、抽選にて選定いたします。

<入居期限>

入居に伴う契約期間は2年間とし、更新手続きにより延長可能です。ただし、中学生以下の同居人がいる世帯を優先し、優先世帯による入居希望がある場合は、優先世帯ではない入居者との契約更新は行いません。

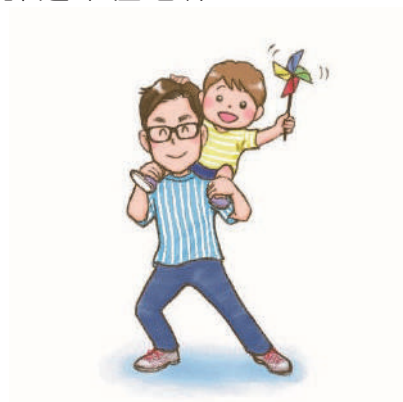
<子育て世帯向け公共賃貸住宅について>

公共賃貸住宅について、詳しくは次の二次元コードからご覧いただけます。



— 問合せ — 建設課建築住宅係

☎：23-3147



子どもを預かってほしいとき

①一時預かり事業（一般型）

保護者が平均週3日以内のパート就労・就学や傷病等で家庭での保育ができないお子さんを一定期間緊急・一時的にお預かりします。

＜事業実施施設＞ 認定こども園おとぎのくに（P.40）

＜事業内容＞

非定型的保育サービス事業	保護者の就労・就学形態により、家庭における保育が平均週3日（月15日まで）を限度として断続的に困難となる児童の保育
緊急保育サービス事業	保護者の傷病・災害・出産・看護・冠婚葬祭等により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童の保育（最大1か月以内）
私的理由保育サービス	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童に対し月4日までの保育を実施する。

- ・対象児童：1歳6か月～小学校就学前
- ・預かり時間：7：30～18：30（平日・土曜）
- ・休園日：日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日
- ・預かり定員：概ね10名程度
- ・申込方法：申込書に添付書類を添えて、利用施設に提出してください。

＜添付書類＞

就労の場合	雇用証明、自営業申立書
就学の場合	通学証明書、受講証明書（通学期間の確認ができるもの）
出産の場合	母子手帳の写し（母の氏名欄、出産予定日欄）
傷病、看護の場合	医師の診断書（入院、通院期間を明記したもの）
介護の場合	介護認定書や診断書の写し

＜利用料＞

利用する年度の4月1日現在の年齢に応じて区分されています。

1日につき	3歳未満児	2,000円	生活保護法による被保護者及び市町村民税非課税世帯は利用料が無料となります。
	3歳以上児	1,500円	



一問合せー 子ども未来課子ども係

☎：23-3024

認定こども園おとぎのくに
太美町1480番地8

☎：26-2353

子どもを預かってほしいとき

②ファミリー・サポートセンター事業

子どもの預かりの援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（協力会員）が会員登録し、援助が必要なときにコーディネーターが協力会員を紹介します。会員登録は無料です。

<対象>

利用会員	当別町在住又は当別町在勤で、0歳～小学6年生の子どもを育てている方
協力会員	当別町在住又は当別町在勤で、援助活動に熱意と関心のある健康な方（協力会員養成講座を要受講）

<援助内容>

- ・様々な理由に伴う子どもの預かり
- ・軽度の病気や回復期の子どもの預かり
- ・認定こども園、小学校等への子どもの送迎 など

<援助利用手順>

- ① ファミリー・サポートセンターに援助依頼の申込み（要会員登録）
- ② 協力会員（援助を行いたい方）の紹介
- ③ 事前打合せ
- ④ 援助活動実施
- ⑤ 協力会員へ報酬等の支払い



<料金等> ※次の料金の他、交通費等の実費をいただく場合があります。

	利用時間		料 金	備 考
一般	月曜日～金曜日 （祝日除く）	8：00～ 18：00	30分 250円	2人以上の子どもを預ける場合 2人目以降は30分150円 となります。
		上記以外の 時間	30分 300円	
	土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	8：00～ 18：00	30分 300円	
		上記以外の 時間	30分 300円	
病児、 病後児 預かり	月曜日～金曜日	9：00～ 17：00	30分 350円	・保護者等による受診後、医師が認めた場合に利用できます。 ・症状によって利用できない場合があります。 ・1人のみの預かりです。



一問合せー 当別町ファミリー・サポートセンター

弥生1091番地6

☎：22-2886

（当別町共生型地域福祉ターミナル内）

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子どもを養育することが出来なくなった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行います。

<対 象>

当別町内在住で18歳未満の子ども

<要 件>

次の理由で子どもを養育できなくなった場合

- ① 保護者の病気、出産、看護、事故、災害など
- ② 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など
- ③ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の行事への参加など

<期 間>

原則として7日間以内

<預かり先>

施設や里親に空きがない場合は、受入れをお断りすることがあります。

- ・児童養護施設「柏葉荘（はくようそう）」（札幌市北区篠路）
- ・養育里親（道の認定を受けた里親）

<料金等>（子ども1人につき1日）

世帯区分	満2歳未満	満2歳以上
生活保護世帯	無料	無料
町民税非課税世帯 ひとり親家庭世帯	1,100 円	1,000 円
その他世帯	5,350 円	2,750 円



一問合せー 子ども未来課子育てサポート係

☎：25-2658



子どもの健やかな成長のために

①ブックスタート ～優しい出会い～

乳幼児期から絵本の読み聞かせの大切さや方法などを伝えることを目的に、10か月児乳幼児健診の際に絵本を手渡し、ブックスタートを行っています。ブックスタートでお渡しする絵本の読み聞かせを行ってから、一人ひとりにブックスタートパックを差し上げています。

＜ブックスタートパックの内容＞

- ・絵本1冊
- ・赤ちゃん絵本のごあんない
- ・図書館のごあんない
- ・赤ちゃんといっしょにはじめまして絵本
- ・読書通帳引換券（P.34）



②ブックセカンド ～この本から、もっと世界が広がる！～

乳幼児期に育まれた読書への興味、関心を引き継ぎ、読書習慣を育て、さらに家族ぐるみで高めていくことを目的として、1年生の入学のお祝いに、おすすめ本のリストの中から、自分で選んだ児童書1冊と読書通帳引換券を差し上げています。



－問合せ－ 当別町図書館

☎：23-0573

③フッ化物洗口

当別町では、乳幼児期の歯科健診、フッ素塗布に加えてフッ化物洗口を行い、虫歯ゼロを目指した歯科保健対策を進めています。

＜対象＞

町内の認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校に通う、4歳児から中学校3年生（義務教育学校9年生）までのお子さん（保護者の承諾のもと実施）



－問合せ－ （町内認定こども園関係）
子ども未来課子ども係
（町立学校関係）
学校教育課学校教育係

☎：23-3024

☎：23-2689



もうすぐ小学生



① 5歳児相談

当別町では、5歳を迎える全てのお子さんに、成長発達を振り返る相談票や育児相談のご案内を配布しています。心配していることがあるけれど、どこへ相談したらいいかわからない方や、育児に関して不安があるなど、この機会に相談しませんか。相談は予約制ですが、随時受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。



一問合せー 保健福祉課健康推進係

☎：23-4044

② 就学時健康診断

小学校、義務教育学校へ入学する前年の9月から10月頃に、就学に向けて視力や聴力、歯科、内科、眼科、耳鼻科などの健康診断を実施します。

8月頃にご案内しますので、受診しましょう。

③ 一日体験入学

入学する年の1～2月頃に小学校、義務教育学校で一日体験入学が開かれます。元気よく参加しましょう。

④ 入学について

入学する年の2月に入学通知書が保護者に郵送されます。入学式に持参してください。

※入学通知書が届かないときは、学校教育係までご連絡ください。

⑤ 就学援助費「新入学準備金」について

就学が困難な家庭※で、町立の学校に入学するお子さんに対し就学費用として「新入学準備金」を支給することが出来ます。

入学する年の前年10～11月頃に保護者宛にご案内しますので、対象になると思われる方は申請してください。

※詳しくは学校教育係までお問合せください。



一問合せー 学校教育課学校教育係

☎：23-2689

⑥当別町子どもプレイハウス（放課後児童クラブ）

子どもプレイハウスは、仕事等の理由により放課後等に保護者がいないご家庭の児童（小学校及び義務教育学校前期課程に就学している児童）をお預かりし、安全な環境で集団活動を行う放課後児童クラブです。

<概要>

	通年利用	長期休業期間のみの利用
対象	1 か月 15 日以上かつ連続して 2 か月以上、保護者が就労等により保護できない児童	長期休業中に週 3 日以上、保護者が就労等により保護できない児童
利用期間	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日	学年始休業、夏季休業、冬季休業、学年末休業
開設時間	学校登校日 下校時～午後 6 時 土曜日等 午前 8 時～午後 6 時 ※午後 6 時から午後 7 時までは延長保育となり、別途利用料が発生します。	午前 8 時～午後 6 時 ※午後 6 時から午後 7 時までは延長保育となり、別途利用料が発生します。
休所	日曜日、祝日、年末年始期間（12 月 29 日～1 月 3 日） 悪天候や感染症の流行等による臨時休校日、学校行事のある土曜日	
料金	保育料 月額 2,000 円 保護者会費 月額 2,000 円 スポーツ安全保険料 年額 800 円 延長保育利用料（利用時のみ） 1 回 300 円 （月額上限 2,000 円）	保育料 期間額 2,000 円 （学年始、学年末は各 500 円） 保護者会費 期間額 2,000 円 （学年始、学年末は各 500 円） スポーツ安全保険料 年額 800 円 延長保育利用料（利用時のみ） 1 回 300 円 （期間額上限 2,000 円） ※期間中の入退所に対して、保育料及び保護者会費の減額、返金はありません。
定員	当別子どもプレイハウス（とうべつ学園内） 100 名 西当別子どもプレイハウス（西当別小学校内） 100 名 ※通年利用者と長期休業のみ利用者を合わせた人数です。希望者多数の場合は入所できないことがありますので予めご承知おきください。	
受付期間	利用前年度の 2 月 1 日～末日	【利用前年度に受付】 学年始休業 2 月 1 日～末日 【利用年度内に受付】 夏季休業 6 月 1 日～30 日 冬季休業 11 月 1 日～31 日 学年末休業 2 月 1 日～末日

<申込み>

- ・申込受付期間については、広報とうべつと町ホームページに詳細を掲載します。また、1月の1日体験入学時に新1年生、現1年生～5年生に子どもプレイハウス入所のご案内をお渡しします。
- ・上記受付期間以外にも随時お申込みいただけますが、希望者多数の場合は入所できないことがあります。また、手続きの期間としてお申込みいただいてから利用開始までに1週間程度かかります。余裕を持ったお申込みをお願いします。



一問合せー 子ども未来課子育てサポート係

☎:25-2658

⑦amaririsu（アマリリス）（放課後等デイサービス・児童発達支援）

特別なサポートが必要なお子さんや障がいを持つお子さんのための放課後等デイサービス事業・児童発達支援事業を実施しています。集団活動では、スポーツやあそびを通じて協調性や社会性を育む支援を、個別活動では、自立に向けて一人ひとりのニーズに合わせた活動を提供しています。

<設置者> 社会福祉法人ゆうゆう

<対 象>

- ・放課後等デイサービス：小学校1年生～高校3年生
- ・児童発達支援：未就学児童

<利用料>

厚生労働大臣が定める介護給付費の1割をご負担いただきます。満3歳になって初めての4月1日から就学前まではご負担はございません。

※ただし、障害福祉サービス受給者証に記されている上限額まで。

<開設内容>

施設名	サービス名	開設時間
amaririsu (アマリリス)	放課後等 デイサービス	・学校登校日 13:00～18:00 ・土曜日、祝日、学校休業日 10:00～16:00
	児童発達支援	・10:00～17:00 ※1回当たりのサービス時間は1時間前後です。



一問合せー 社会福祉法人ゆうゆう
六軒町70番地18

☎:22-2896





子ども関連機関一覧表



<行政>

教育委員会	学校教育課	学校教育係	☎：23-2689	〈役場〉 白樺町58番地9
	社会教育課	社会教育係	☎：22-3834	
福祉部	保健福祉課	福祉係	☎：23-3019	〈総合保健福祉 センターゆとろ〉 西町32番地2
		健康推進係	☎：23-4044	
	介護課	障がい支援係	☎：25-2665	
	子ども未来課	子ども係	☎：23-3024	
		子育てサポート係	☎：25-2658	
住民環境部	住民課	国保・後期高齢者 医療係	☎：23-2467	〈役場〉 白樺町58番地9
		戸籍年金係	☎：23-2463	
建設水道部	建設課	維持管理係	☎：23-3197	
		建築住宅係	☎：23-3147	

<支援関係>

当別町子育て 支援センター (P.33)	あそびのひろば	西町32番地2 (総合保健福祉センターゆとろ内)	☎：25-2658
	おとぎキッズ	太美町1480番地8 (認定こども園おとぎのくに内)	☎：26-2353
放課後児童 クラブ (P.51)	当別子ども プレイハウス	下川町125番地 (とうべつ学園内)	☎：23-2613
	西当別子ども プレイハウス	太美町1481番地 (西当別小学校内)	☎：26-2154
当別町子ども発達支援センター (P.29)		西町32番地1	☎：23-3009
交通安全推進委員会 (P.11)		白樺町58番地9 (役場内)	☎：23-2711
社会福祉法人ゆうゆう (P.52)		六軒町70番地18	☎：22-2896
nanakamado (ななかまど： 障がい者総合相談支援センター) (P.31)		弥生51番地38	☎：23-1917
amaririsu (アマリリス：放課後 等デイサービス、児童発達支援) (P.52)		六軒町70番地18	☎：22-2896
当別町ファミリー・サポート センター (P.47)		弥生1091番地6 (当別町共生型地域福祉ター ミナル内)	☎：22-2886

< 学校・認定こども園関係 >

とうべつ学園（義務教育学校）	下川町 1 2 5 番地	☎：23-2102
西当別小学校	太美町 1 4 8 1 番地	☎：26-2170
西当別中学校	獅子内 5 1 3 4 番地 1	☎：26-2252
認定こども園 当別夢の国幼稚園（P.39）	北栄町 2 0 番地 1 2	☎：23-2381
認定こども園 おとぎのくに（P.40）	太美町 1 4 8 0 番地 8	☎：26-2353

< 図書関係 >

当別町図書館（P.34）	錦町 1 2 4 8 番地 7	☎：23-0573
当別町図書館西当別分館（〃）	太美町 2 2 番地 7	☎：26-3300



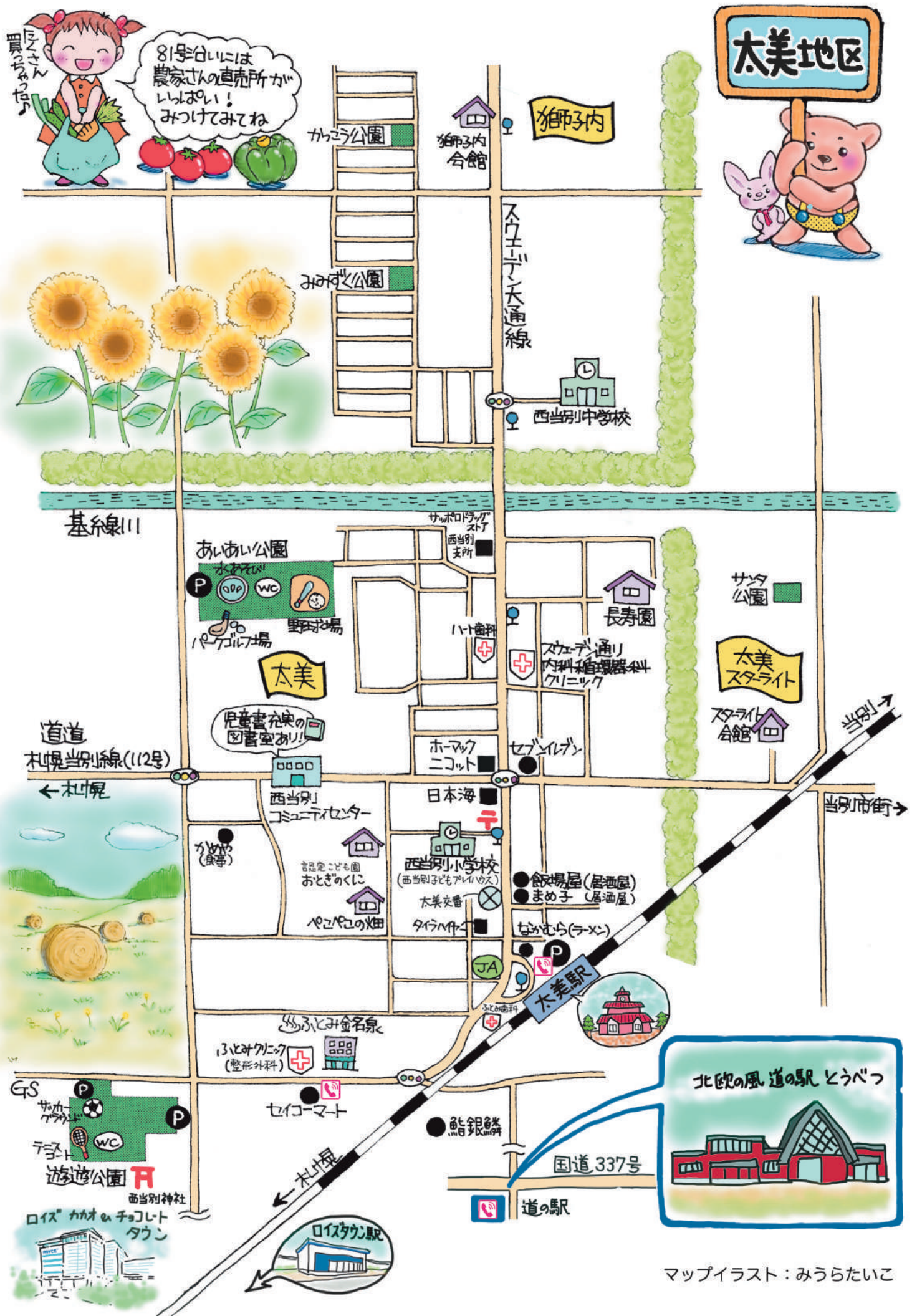
特别地区



当別には、雨や雪の日に
気軽に立ち寄れる
施設もいろいろある。

☆2025年6月1日現在

※ 公衆電話 当別町役場 (開庁時間のみ利用可 8:45～17:15)



マップイラスト：みうらたいこ





memo



Handwriting practice area consisting of ten sets of horizontal lines. Each set includes a solid top line, a dashed middle line, and a solid bottom line, providing a guide for letter height and placement.





Handwriting practice lines consisting of 10 sets of three horizontal blue lines (top, middle, and bottom lines) for writing practice.



当別町子育てガイドブック

《発行》 当別町福祉部子ども未来課

《制作》 当別町子育て支援センター

《連絡先》 当別町福祉部子ども未来課子育てサポート係
〒061-0234
当別町西町32番地2
当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内
☎：0133-25-2658

《表紙・地図イラスト》 みうらたいこ

※2025年6月発行

※3月末現在の情報です。（町内病院情報は5月現在情報）

記載の内容に変更がある場合がございますので、ご利用の際は関係機関等へ予めお問合せください。

※ご利用及び掲載内容にお気付きの点がございましたら上記までお知らせ下さい。

当別町イメージキャラクター 『とべのすけ』

- * 当別町の基礎を築いた伊達家の武士のイメージと、その紋章にあるスズメをモチーフにしたキャラクター
- * スズメの男の子
- * 永遠の5才
- * 当別町の鳥であるフクロウに憧れている

